

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

これらの要件は、令和6年4月1日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容を見直す場合がありますのであらかじめご了承ください。

1 加算

項 目	必 要 書 類
施設等の区分 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> (別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1 21短期入所生活介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護) ④誓約書 (加算用)
夜間勤務条件基準 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> (別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1 21短期入所生活介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護) ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表((別紙7)、算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑤誓約書 (加算用)
ユニットケア体制 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> (別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1 21短期入所生活介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護) ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表((別紙7)、算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑤ユニットリーダー研修修了証の写し * 原本証明 ⑥誓約書 (加算用)
共生型サービスの提供(短期入所事業所) (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> (別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1 21短期入所生活介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護) ④誓約書 (加算用)
(共生型サービス)生活相談員配置等加算 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> (別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1 21短期入所生活介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護) ④生活相談員配置等加算に係る届出書 (別紙21) ⑤従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表((別紙7)、算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑥資格者証の写し (未提出分) * 原本証明 ⑦誓約書 (加算用)
生活機能向上連携加算 (I)(II) (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> (別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1 21短期入所生活介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護) ④外部の訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設との連携関係が分かる書類の写し ⑤誓約書 (加算用)
機能訓練指導体制 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> (別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1 21短期入所生活介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護) ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表((別紙7)、算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑤資格者証(写) (機能訓練指導員未提出分) * 原本証明 ⑥誓約書 (加算用)

個別機能訓練体制 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> (別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1 21短期入所生活介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護) ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ((別紙7)、算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑤資格者証(写) (機能訓練指導員未提出分) * 原本証明 ⑥誓約書 (加算用)
看護体制加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ) (※入所/短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> (別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1 21短期入所生活介護) ③看護体制加算に係る届出書 (別紙25) ④短期入所生活介護：看護体制加算Ⅲ・Ⅳ算定確認表 ⑤従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ((別紙7)、算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑥看護職員の資格者証の写し (未提出分) * 原本証明 ⑦誓約書 (加算用)
医療連携強化加算 (短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> (別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1 21短期入所生活介護) ③医療連携強化加算に係る届出書 (別紙26) ④誓約書 (加算用) * 看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定していることが要件
看取り連携体制加算 (短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> (別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1 21短期入所生活介護) ③看取り連携体制加算に係る届出書 (別紙13) ④誓約書 (加算用)
夜勤職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ) (※入所/短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> (別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1 21短期入所生活介護) ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ((別紙7)、算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (別紙7) (1日平均の夜勤勤務職員数の積算根拠) (夜勤時間帯に勤務する職員及び夜勤時間帯の勤務時間だけを勤務表に記入し、4週間の夜勤の延べ時間を算出する。) ⑤誓約書 (加算用) ※④には当該施設の夜勤時間帯を明記すること。(算定月)
テクノロジーの導入(夜勤職員配置加算関係) (短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> (別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1 21短期入所生活介護) ③テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書 (別紙27) ④誓約書 (加算用)
若年性認知症利用者受入加算 (※入所/短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> (別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1 21短期入所生活介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護) ④誓約書 (加算用)
送迎体制 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> (別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1 21短期入所生活介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護) ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ((別紙7)、算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑤送迎用車両の車検証の写し ⑥送迎用車両の写真 (ナンバーが入ったもの) ⑦誓約書 (加算用)
口腔連携強化加算 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> (別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1 21短期入所生活介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護) ④口腔連携強化加算に関する届出書 (別紙11) ⑤歯科医療機関との連携の状況を証する書類 ⑥誓約書 (加算用)

療養食加算 (※入所／短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞（別紙2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1 21短期入所生活介護） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護） ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（（別紙7）、算定日から4週間分・管理栄養士・栄養士分で作成） ⑤資格者証の写し（管理栄養士・栄養士未提出分）＊原本証明 ⑥誓約書（加算用）
認知症専門ケア加算（Ⅰ） (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞（別紙2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1 21短期入所生活介護） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護） ④認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙12-2） ⑤従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（（別紙7）、算定日から4週間分・従業者全員分で作成） ⑥認知症介護に係る専門的研修の修了を証する書類 ⑦誓約書（加算用）
認知症専門ケア加算（Ⅱ） (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞（別紙2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1 21短期入所生活介護） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護） ④認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙12-2） ⑤従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（（別紙7）、算定日から4週間分・従業者全員分で作成） ⑥認知症介護に係る専門的研修の修了を証する書類 ⑦個別の介護職員、看護職員に係る認知症ケアに関する研修計画 ⑧誓約書（加算用）
生産性向上推進体制加算 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞（別紙2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1 21短期入所生活介護） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護） ④生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙28） ⑤誓約書（加算用）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（単独型） (※入所／短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞（別紙2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1 21短期入所生活介護） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護） ④サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-4） ⑤人材要件を満たすことが分かる書類 ⑥誓約書（加算用）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（併設型・空床型） (※入所／短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞（別紙2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1 21短期入所生活介護） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護） ④サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-4） ⑤人材要件を満たすことが分かる書類 ⑥誓約書（加算用）
併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞（別紙2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1 21短期入所生活介護） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護） ④誓約書（加算用）
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞（別紙2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1 21短期入所生活介護） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護） ◆介護職員処遇改善加算届出書一式
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ） (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞（別紙2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1 21短期入所生活介護） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護） ◆介護職員等特定処遇改善加算届出書一式

介護職員等ベースアップ等 支援加算 <small>(短期入所生活介護・介護予防短期 入所生活介護)</small>	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> (別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1 21短期入所生活介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護) ◆介護職員等ベースアップ等支援加算届出書一式
---	---

※入所とある加算は、本体施設についても加算の算定が可能なもの。

2 減算

項 目	必 要 書 類
夜間勤務条件基準 (減算型)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> (別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1 21短期入所生活介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護) ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ((別紙7)、算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑤誓約書 (加算用)
職員の欠員による減算の状況 <small>(短期入所生活介護・介護予防短期 入所生活介護)</small>	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> (別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1 21短期入所生活介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護) ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ((別紙7)、算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑤誓約書 (加算用)
ユニットケア体制 <small>(短期入所生活介護・介護予防短期 入所生活介護)</small>	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> (別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1 21短期入所生活介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護) ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ((別紙7)、算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑤誓約書 (加算用)
高齢者虐待防止措置実施の有無 <small>(短期入所生活介護・介護予防短期 入所生活介護)</small>	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> (別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1 21短期入所生活介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護) ④誓約書 (加算用)
業務継続計画策定の有無 <small>(短期入所生活介護・介護予防短期 入所生活介護)</small>	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> (別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1 21短期入所生活介護) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-2 24介護予防短期入所生活介護) ④誓約書 (加算用)

3 算定要件

基 準	解釈通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第19号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分) 及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年3月8日老企第40号)
指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第127号)	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年3月17日老計発第0317001号 老振発第0317001号 老老発第0317001号)

■割引率を設定する場合について

◆割引率の設定についての留意事項

- ・ 居宅サービス及び介護予防サービスのうち割引率の設定可能なサービスは次の通りとなります。

訪問介護、訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護・介護予防短期入居者生活介護、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

- ・ 割引率の設定に関する届出は、毎月15日以前になされた場合には翌月から、毎月16日以降になされた場合には翌々月からの適用となります。割引率の設定を廃止する場合も同様です。

◆割引率の設定届出に関する提出書類一覧

項 目	必 要 書 類	届 出 方 法	留 意 点
割引率の設定	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(各サービスに対応したもの) ③指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について(別紙5) ④運営規程	来 庁	

(参考資料)

1 割引率の設定方法について

- (1) 事業所ごと、介護サービスの種類ごとに「厚生労働大臣が定める基準」における単位に対する百分率による割引率(〇〇%)を設定する場合。

【割引率を設定した場合の保険請求及び利用者負担額(例)】

「厚生労働大臣が定める基準」で100単位の介護サービスを提供する際に、5%の割引を行う場合(その他地域「1単位=10円」の場合)

事業所毎、介護サービス種類毎に定める割引率(5%)を100単位から割り引いた95単位を基に、保険請求額及び利用者負担額が決定される。

保険請求額 : (100単位 × 0.95) × 10円/単位 × 0.9 = 855円

利用者負担額 : (100単位 × 0.95) × 10円/単位 - 855円 = 95円

- (2) 「同じような時間帯に利用者希望が集中するため効率よく訪問できない」などの指摘を踏まえ、ひとつのサービス種類に複数の割引率を弾力的に設定する場合。

【具体的な設定方法と要件】

1 設定方法

- イ サービス提供の時間帯による複数の割引率の設定(午後2時から午後4時までなど)
- ロ 曜日による複数の割引率の設定(日曜日など)
- ハ 暦日による複数の割引率の設定(1月1日など)

2 割引の実施にあたって満たす必要がある要件

- ① 当該割引が合理的であること。
- ② 特定の者に対し不当な差別的取扱いをしたり、利用者のニーズに応じた選択を不当に歪めたりするものでないこと。
- ③ ケアマネジャーによる給付管理を過度に複雑にしないこと。

2 運営規程の記載例

運営規程の利用料を「介護報酬の告示上の額」と定めている事業所は、運営規程の変更届も必要となります。

【訪問介護事業で、百分率による割引率を実施する場合の運営規程作成（例）】

【割引率5%の場合】

(利用料等)

第〇条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から5%を割引いた額によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から5%を割り引いた額とする。

【ひとつのサービス種類に複数の割引率を弾力的に設定する場合の運営規程作成（例）】

(利用料等)

第〇条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から別添(※)のとおり割り引いた額によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から別表のとおり割り引いた額とする。

※運営規程の別添として割引率の適用条件を定めた一覧表を別に作成し添付してください。

3 別紙5の記載例

<別紙> 指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について

1 事業所（施設）名

事業所・施設名	
---------	--

2 割引率等

サービス種類	割引率	適用条件
〇〇〇〇 【サービス名を記入】	10%	(例) 毎日 午後2時から午後4時まで
	5%	(例) 日曜日、祝日
	%	